リースに関する注記	
（略）	
５・６　（略）	

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（農業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の農業協同組合法施行規則（以下「新農協法施行規則」という。）第九十五条第三項、第九十六条第二項、第百二十六条第一項、第百二十七条第一項、第百二十八条の二第一項、第百三十一条の二、第百三十一条の三第一項、第百三十四条、第二百一条第二項、別紙様式第一号の二(一)、別紙様式第二号(一)、別紙様式第三号(一)、別紙様式第四号(一)、別紙様式第五号(一)、別紙様式第六号(一)、別紙様式第六号(二)、別紙様式第七号(一)、別紙様式第七号(二)、別紙様式第八号(一)、別紙様式第八号(二)、別紙様式第九号(一)、別紙様式第九号(二)、別紙様式第十号(一)及び別紙様式第十号(二)の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係る計算書類について適用し、同日前に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、新農協法施行規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により計算書類に初めて新農協法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新農協法施行規則第百二十六条の二第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新農協法施行規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の事業年度又は連結会計年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度又は前連結会計年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

（水産業協同組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の水産業協同組合法施行規則（以下「新水協法施行規則」という。）第百十条第三項、第百十一条第二項、第百三十八条、第百四十一条第一項、第百四十二条第一項、第百四十三条の二第一項、第百四十六条の二、第百四十六条の三、第百四十九条、第二百四条第二項、別紙様式第二号(一)、別紙様式第三号(一)、別紙様式第五号(一)、別紙様式第六号(一)、別紙様式第七号(一)、別紙様式第七号(二)、別紙様式第八号(一)、別紙様式第八号(二)、別紙様式第九号(一)、別紙様式第九号(二)、別紙様式第十号(一)及び別紙様式第十号(二)の規定は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度及び連結会計年度に係るものについては、新水協法施行規則の規定を適用することができる。

２　前項の規定により計算書類に初めて新水協法施行規則の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新水協法施行規則第百四十一条の二第四号イに掲げる事項に代えて、次に掲げる事項を注記することができる。

一　新水協法施行規則の規定を適用して計算書類を作成する最初の事業年度又は連結会計年度（次号において「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利子率の加重平均

二　前号の加重平均後の追加借入利子率で割り引いた適用初年度の前事業年度又は前連結会計年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表又は連結貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明

○農林水産省令第二十五号

農林水産技術会議令（昭和三十一年政令第百九十九号）第五条第二項の規定に基づき、農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

農林水産大臣　鈴木　憲和

農林水産技術会議事務局組織規則の一部を改正する省令

農林水産技術会議事務局組織規則（昭和四十年農林省令第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
附　則 （研究専門官の設置期間の特例） ２　第十一条第一項の研究専門官のうち四人は、令和十三年三月三十一日まで置かれるものとする。	附　則 （研究専門官の設置期間の特例） ２　第十一条第一項の研究専門官のうち四人は、令和八年三月三十一日まで置かれるものとする。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

（新設）	
（略）	
５・６　（略）	